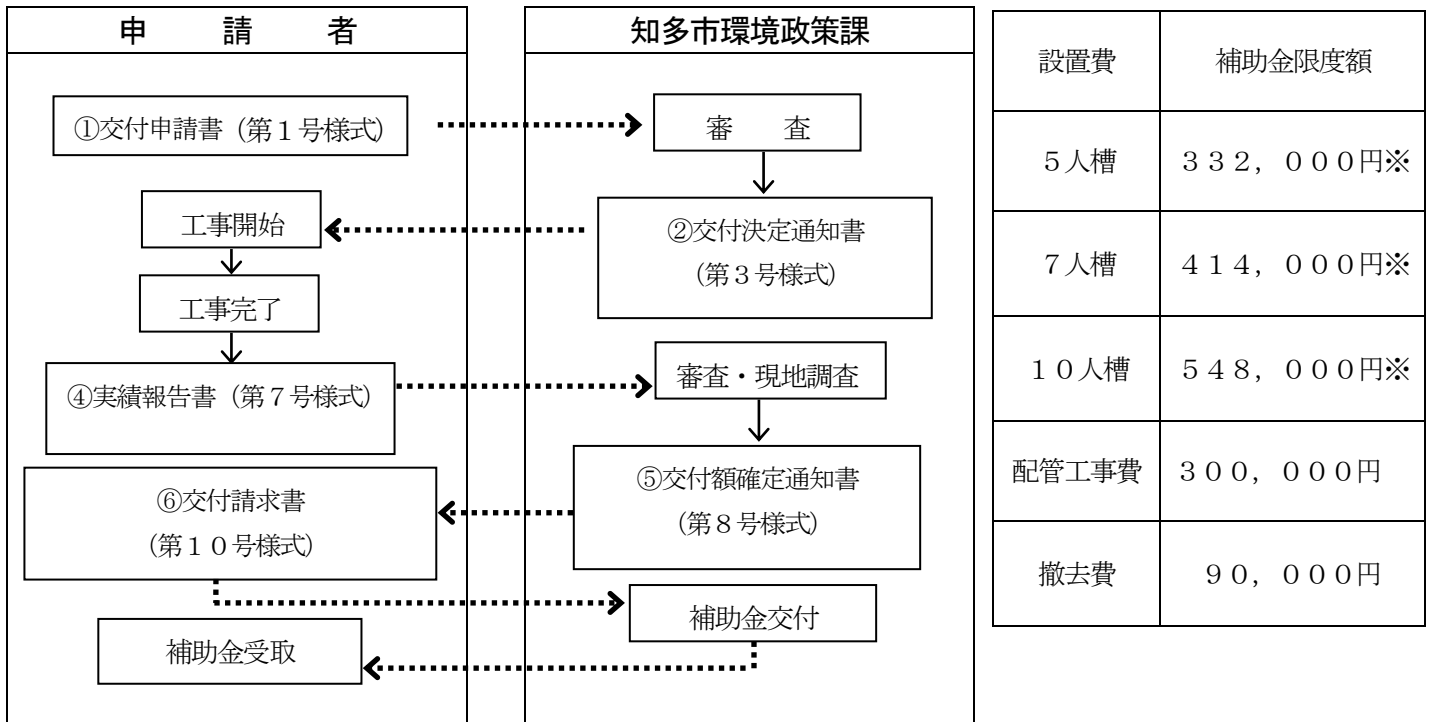


【手続きの流れ】



※合併処理浄化槽の設置に要する費用の4割

★補助金交付申請書及び添付書類

- (1) 交付申請書 (第1号様式)
- (2) 審査期間を経過した受付印のある浄化槽設置届出書両面の写し又は浄化槽調書及び建築確認済証の写し
- (3) 小規模合併処理浄化槽処理対象人員緩和願の写し(転換に伴い浄化槽の人員を緩和する場合に限る。)
- (4) 工事請負契約書の写し (印紙が貼ってあるもの)
- (5) 配置図及び配管図
- (6) 設置場所の案内図
- (7) 合併処理浄化槽設置工事の見積書の写し (宅内配管工事費、撤去費の補助も受ける場合は、その他見積書の写しも添付すること。)
- (8) 型式適合認定書 (仕様書及び図面を含む。)
- (9) 全国浄化槽推進市町村協議会に登録された浄化槽であり、指針に適合する浄化槽としての登録証の写し及び登録浄化槽管理票 (C票) の写し
- (10) 浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証 (市町村用)
- (11) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書 (住宅を借りている者のみ)
- (12) 「小型合併浄化槽施工技術特別講習会」修了書の写し又は昭和63年度以降に資格を有した浄化槽設備士免状の写し
- (13) 既設の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の写真 (全景及び内面)
- (14) 誓約書 (第2号様式)
- (15) その他市長が必要と認める書類

★実績報告書及び添付書類

(補助事業完了後30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日)

- (1) 実績報告書(第7号様式)
- (2) 法第10条の規定に基づく浄化槽の保守点検及び清掃に係る業務委託契約書の写し
(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検及び清掃を行う場合にあっては、自ら行うことのできることを証明する書類)
- (3) 法第7条第1項及び第11条第1項に規定する浄化槽の法定検査依頼書の副本又は契約書の写し
- (4) 合併処理浄化槽の設置工事の写真(施工前、施工中及び施工後)
- (5) 撤去した単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の写真(別紙参照)
- (6) 浄化槽使用開始報告書の写し又は浄化槽工事完了報告書の写し
- (7) 浄化槽使用廃止届出書の写し(単独処理浄化槽の撤去を伴う場合に限る。)
- (8) 浄化槽管理士免状の写し(維持管理を業者委託しない場合に限る。)
- (9) 合併処理浄化槽設置工事費請求書及び領収書の写し(宅内配管工事費又は撤去費の補助も受ける場合は、その費用がわかる請求書及び領収書の写しを含む。)
- (10) 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の最終清掃実施記録の写し(撤去費の補助を受ける場合に限る。)
- (11) 浄化槽整備士が確認したチェックリスト
- (12) その他市長が必要と認める書類